

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		2024年	6月	26日
滋賀県知事 殿				
提出者				
住 所 大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F				
氏 名 大鉄工業株式会社 土木支店 取締役兼常務執行役員支店長 大川 重弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
電話番号 06-6305-2910				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。				
事業場の名称	大鉄工業株式会社 土木支店			
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-15 6F			
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
①事業の種類	06. 総合建設業			
②事業の規模	元請完工事高 773百万円			
③従業員数	246			
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ アスガラ、コンガラ、その他がれき類 →再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ・ 建設汚泥 →再生処理業者に委託して再生路盤材として再資源化 ・ 廃ブラ→再生処理業者に委託して固形燃料として再資源化 ・ 木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 ・ 紙くず→再生処理業者に委託して再生紙として再資源化 ・ 混合廃棄物→再生処理業者に委託して再生土・砂として再資源化			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添【管理体制図】のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙【産業廃棄物の種類と排出量】 のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
		・ 余剰材の引き取り ・ 工法改善の検討
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙【産業廃棄物の種類と排出量】 のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
		・ 資材や機器の無梱包化、再利用可能な梱包材の使用。 ・ 現状維持の取り組みを継続

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 産業廃棄物の項目別に分別し保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に加え、混合物についても分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・可能な限り再生業者への処理委託を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙【産業廃棄物の種類の排出量】 のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り、優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設廃棄物処理に関する管理体制（責務と役割）

(N01)

本社の責務と役割

- ① 基本方針の策定
- ② 管理組織の整備
- ③ 建設副産物に関する全般的な教育・指導・啓発
- ④ 処理マニュアルの作成・整備
- ⑤ 法令・行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 建設廃棄物の発生量及び処理実績の把握
- ⑦ 紙・電子マニフェストに関するシステムの教育・指導及び作業所等データのシステムへ登録
- ⑧ 関連情報の提供

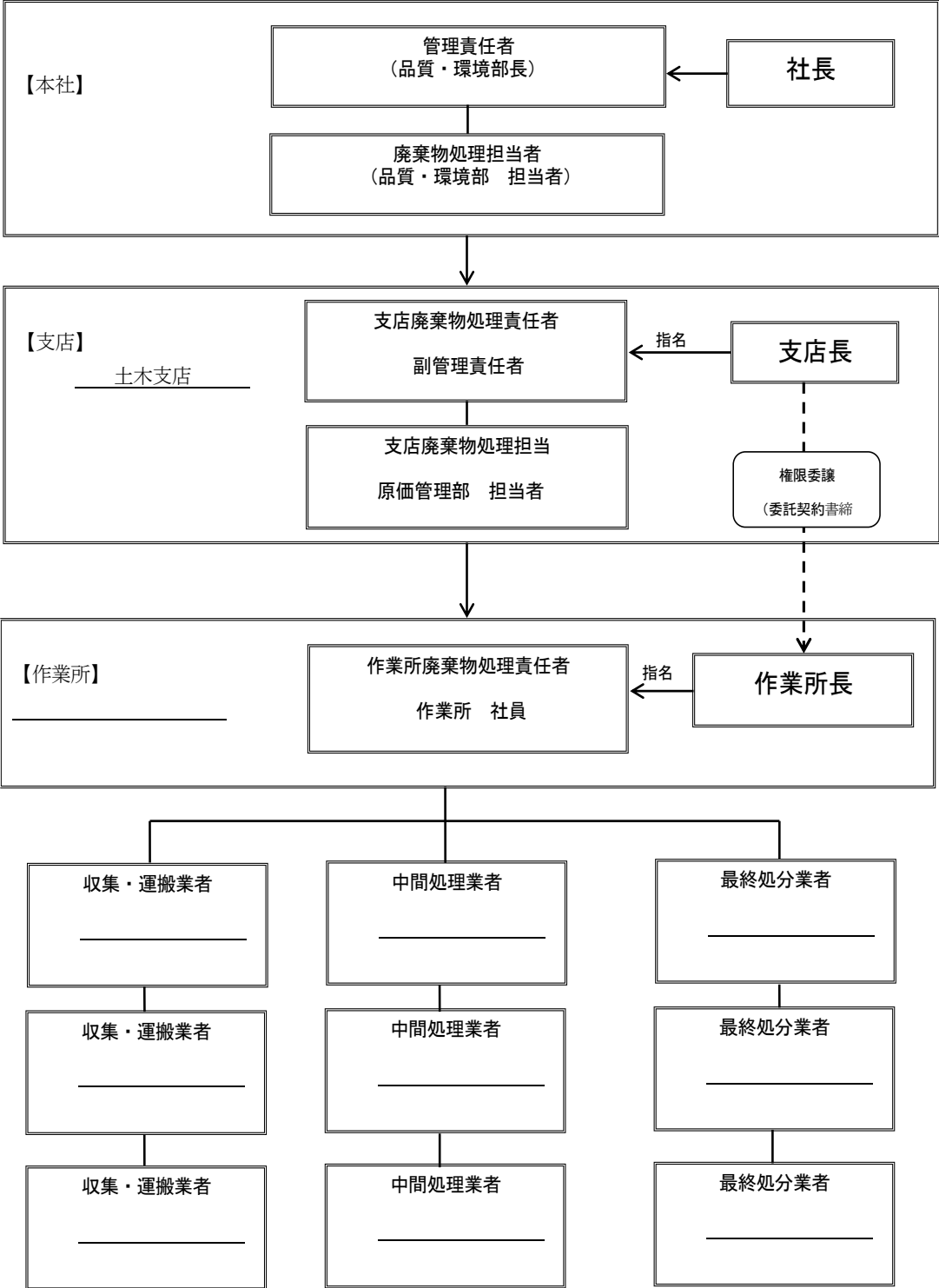
支店の責務と役割

- ① 支店方針の策定、店内の指導管理
- ② 支店廃棄物処理責任者の指名
- ③ 作業所等の廃棄物処理責任者等及び協力業者の教育・指導
- ④ 委託契約の締結
- ⑤ 処理実績の集計把握（紙・電子マニフェスト）
- ⑥ 産業廃棄物処理計画の策定、実施状況の取りまとめ、都道府県知事等への報告
- ⑦ 記録・資料の保管
- ⑧ 関連情報の提供

作業所等の責務と役割

- ① 作業所方針の策定、周知
- ② 作業所等廃棄物処理責任者の指名
- ③ 建設廃棄物処理計画書の作成
- ④ 処理業者・再資源化施設の調査、選定
- ⑤ 委託契約の締結（支店長が権限委譲したもの）
- ⑥ 紙マニフェストの交付及び紙・電子マニフェストの管理
- ⑦ 紙マニフェスト未回収時の確認、適正措置の指導
- ⑧ 処理状況の確認（収集運搬経路、処分施設の稼動状況等の実地確認）
- ⑨ 社員及び協力業者の指導・監督
- ⑩ 処理実績の記録及び支店への報告

建設廃棄物処理に関する管理体制図 (N02)



前 年 度 【 令 和 5 年 度 】 実 績

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩自ら中間処理した後の自己処理した後の量	(⑪＝①-②-③-④+⑥-⑧-⑨＝⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)						⑫+⑬	⑭+⑮
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	委託先による区分						(12)	(13)
コード	名 称											⑪再生利用業者への処理委託量(1)	⑫熱回収認定業者への処理委託量(2)	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(3)	⑭その他の中間処理委託量(4)	⑮埋立処分委託量(5)	⑯優良認定処理業者への処理委託量(6)	⑰再生利用を行った量(7)	⑱自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(8)
コード	名 称	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず直接再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量のうち熱回収を行った後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑩の量のうち、最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(1)(3、16を除く)	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への委託処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への委託処理委託量	⑭の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(15～16を除く)	⑮の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑯の量のうち、優良認定処理業者への委託処理委託量	⑰の量と⑱の量を合計したもの(自動計算)	⑲の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)
1	1501 コンクリート破片	240.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	240.100	240.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2	1502 アスファルト破片	61.600	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	61.600	61.600	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3	0221 建設汚泥	1,691.470	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,691.470	1,691.470	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4	0600 廃プラスチック	2.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2.000	1.260	0.000	0.000	0.740	0.000	0.000	0.000	0.000
5	0810 木くず	4.740	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	4.740	2.986	0.000	0.000	1.754	0.000	0.000	0.000	0.000
6	0710 紙くず	0.670	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.670	0.422	0.000	0.000	0.248	0.000	0.000	0.000	0.000
7	2020 管理型混合廃棄物	295.780	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	295.780	89.156	0.000	0.347	206.277	0.000	0.000	0.000	0.000
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
合計		2,296.360	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2,296.360	2,086.994	0.000	0.000	209.019	0.000	0.000	0.000	0.000

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今 年 度 【 令 和 6 年 度 】 目 標

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																			
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量④	④自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残存量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した量	⑩自ら中間処理した量	⑪自ら中間処理した量	(注) ⑮＝①-②-③-④+⑥-⑦-⑧＝⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮					⑯+⑰	⑱+⑲		
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	委託先による区分	⑫再生利用業者への処理委託量⑬	⑭熱回収認定業者への処理委託量⑮	⑯熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量⑰	⑰その他の中間処理(焼却等)⑱	⑲埋立処分委託量⑲	⑳優良認定処理業者への処理委託量㉑	㉒の量と㉓の量を合計したもの(自動計算)	㉔の量と㉕の量を合計したもの(自動計算)
コード	名 称																				
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量から⑦の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑩の量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収業者への処理委託量	⑭の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑱～㉒を除く)	⑲の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑳の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	㉓の量と㉔の量を合計したもの(自動計算)	㉕の量と㉖の量を合計したもの(自動計算)			
1	1501	コンクリート破片	70.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	70.000	70.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
2	0201	建設汚泥	1,030.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,030.000	1,030.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
3	0700	紙くず	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	5.000	3.149	0.000	0.000	1.851	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
4	0810	木くず	17.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	17.000	10.709	0.000	0.000	6.291	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
5	0600	廃プラスチック	19.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	19.000	11.970	0.000	0.000	7.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
6	1210	金属くず	10.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	10.000	0.000	0.000	0.000	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
7	2200	管理型混合廃棄物	50.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	50.000	1.507	0.000	0.005	48.488	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
8																					
9																					
0																					
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
合計																					
		1,201.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,201.000	1,127.335	0.000	0.005	73.660	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。